第二、職工二十九名中ノ解雇者中九名ト解雇セザル職工九名ニ対シ
贈呈シトシ解雇手当、臨時手当ノ差額ヲ支給シ又退職ノ一時金
ニハ一人當リ二十八円ヲ支給スル以外(?)、右條件ニテ円
満解決セリ、

要求ノ件

一、解雇ノ人選ヲ争議團ト協議スルコト、

解雇者数

手当

男工 日当 十四日分

解雇手当 一ヶ月半

二、今後ノ臨時休業ノ場合ハ日給六割ヲ支給スルコト、

三、解雇問題解決迄ノ日給全部ハ一日ヲ支給スルコト、

以上要求ハ昭和二年二月十三日提出セリ、

◎三重織布株式会社

所在地 三重県三重郡富洲原町大字松原

労働者 (男四十名(内女一一〇名))

組合員 八十名(内女七十名)

争議原因並経過

会社ニ於テハ昨年来不況ノ為メ蓄積セル在庫品ヲ減少セシメ為ナ
営業上ノ関係ヨリ六月十二日ヨリ二週間休業ヲナシ、同時ニ職工ノ一部ヲ解雇
上図程ニ発表シタルニ、労働組合ハ一割ノ値下ニ反対シ、要求書
ヲ提出シテ罷業ヲ決行セリ、

要求ノ件

一、賃金値下反対、

一、男工等ハ従来ノ通リ会社側ノ態度ニ対抗シ、女工側ト協力シテ会社側ニ要
求シ、更ニ出勤セシメ、又男工側ト職工側...

法人 協調會
財團 協調會